

お知らせ

さんさんネットのサービスは
3月末で終了します

☎さんさんネット ☎ 43-2345

さんさんネットのケーブルテレビサービス(地上波テレビ放送、BS・CSテレビ放送、ケーブル電話、インターネット)は3月31日に終了し、4月1日からこれらのサービスがご利用いただけなくなります。

4月1日以降に地上波テレビ放送を視聴いただくためには、UHFアンテナを設置いただくか、民間事業者が提供するテレビサービスを契約していただく必要があります。

なお、南あわじ市自主放

送番組は、㈱オプテージの提供する「eo光テレビサービス」を契約されている場合、4月1日以降もご視聴いただけます。

さんさんネットの加入解除手続きについて

民間サービスやアンテナ受信への切替工事が完了した人や、4月1日以降にテレビを視聴しない人は、さんさんネットの加入解除手続きが必要です。加入解除手続きがまだお済みでない人は、さんさんネットまでご連絡ください。

募集

子ども・子育て支援事業計画
(素案) に対する意見募集

☎子育てゆめるん課 ☎ 43-5219

子ども・子育て支援制度を総合的に推進するための基本指針となる「子ども・子育て支援事業計画(第2期)」の策定を進めています。計画の素案について、皆さまからの意見を募集します。

募集期間 1月6日(月)～2月5日(水)

対象者 次の条件のいずれかを満たす人①市内に在住、在勤、通学している人②市内の幼稚園・保育所(園)・認定こども

園・学校に通っている子ども(保護者)③市内の事業者または事業所を有する人④事業計画に利害関係を有する人

※素案の閲覧は市ホームページおよび子育てゆめるん課で可能

※提出方法など詳しくは市のホームページをご覧ください



お知らせ

償却資産の申告をお忘れなく ▶▶▶▶ 提出期限 1月31日(金)
太陽光発電設備も償却資産に該当する場合があります

☎税務課 ☎ 43-5213

事業用に使うために所有している減価償却資産は固定資産税の課税対象になります。お持ちの人は令和2年1月1日現在の状況を申告してください。

すでに申告している人

年末に申告書を送付していますので、変更の有無を申告してください。

これまで申告していない人

平成31年・令和元年中に新たに償却資産を取得した人は申告が必要です。申告方法等はお問合せください。

固定資産税の対象となる償却資産の具体例

小売業の陳列ケース・自動販売機、太陽光発電、レジスター、飲食店の厨房設備、製造業の製造機械、受電設備、構内舗装、農業の野菜収穫機、漁船、漁業の巻上機など

太陽光発電設備に係る償却資産の申告について

ソーラーパネル等の太陽光発電設備は償却資産に該当する場合があります。該当する場合、固定資産税の課税対象となります。

対象となる設備をお持ちの方は、償却資産の申告を

お願いします。申告書をお持ちでない人はお問合せください。

償却資産申告の対象となる太陽光発電設備

①②のいずれかに該当するもの。

①法人・個人が事業用に設置した太陽光発電設備

②個人が住宅用に設置した太陽光発電設備のうち、発電能力が10キロワット以上のもの(屋根材と一体となっている太陽光発電設備を除く)

太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備には、取得時期等により課税標準額の特例が適用される場合があります。詳しくは、お問合せください。

今月の納税

市・県民税……………【4期】
国民健康保険税……………【7期】

納期限 **1月31日(金)**
《納期限内に忘れず納付しましょう》

☎税務課 ☎ 43-5213

マイナンバーカードを
日曜日も受け取れます



1月から、日曜日にもマイナンバーカードの受け取りができるようになります。

日曜日の対応時間
午後1時～4時
※完全予約制

☎総合窓口センター ☎ 43-5212

令和元年度 eo 光テレビ加入者
視聴支援金交付申請の受付

☎さんさんネット ☎ 43-2345

受付期間
1月6日(月)～31日(金)

対象世帯① ▼生活保護世帯▼身体障害等級1・2級、重度(A判定)知的障害、精神障害1級の人がおり、世帯全員が住民税非課税の世帯▼満70歳以上の独り暮らしで住民税が非課税の世帯

対象世帯② 視覚または聴覚障害等級1～6級、身体障害等級1・2級、重度(A判定)知的障害、精神障害1級、戦傷病(特別項症)第1款症)の人が世帯主の世帯

視聴支援金制度 ①または②の世帯がeo光に支払った平成31年1月～令和元年12月利用分までのeo光テレビ利用料を対象に、①の世帯には月額1575円、②の世帯には月額788円の支援金を交付します。

※詳しくはお問合せください

受付場所 さんさんネット、沼島出張所

マイナンバーカード
電子証明書の有効期限について

☎総合窓口センター ☎ 43-5212

電子証明書の有効期限は発行日から5回目の誕生日で、最も早い人で1月に期限切れとなります。1月以降、更新手続きによる混雑が予想されますので、早めに手続きをお願いいたします。対象者には個人番号コールセンターより案内が郵送されます。

なお、e-Taxでの確定申告には電子証明書が必要です。有効期限が確定申告の時期と重なる人はご注意ください。更新の翌営業日よりご利用できます。

更新に必要なもの 有効期限通知書
マイナンバーカード、暗証番号

手数料 無料

※やむを得ず代理人が手続きする場合は事前にご相談ください

確定申告書の作成は
国税庁ホームページで

☎洲本税務署 ☎ 24-1212 (自動音声案内)

1月からe-Taxがさらに便利に
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成してe-Taxで送信する場合、「マイナンバーカード方式」と「ID・パスワード方式」の選択ができます。スマホで見やすい「スマホ専用画面」をご利用いただける人の範囲が拡大しています。詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。

※二次元コードから申告書を作成できます



親の息子さん・娘さんのご結婚
婚活ご相談ください!!

明石・加古川・淡路エリアで
結婚件数 **NO.1** の実績

出張相談承ります! 相談無料! お気軽にお電話ください!

関西ブライダル 明石店 ベルノース
〒673-0885 兵庫県明石市板町14-17 中層ビル4F
☎078-912-1711
https://kekkon-akashi.com

謹賀新年

「安心・安全・信頼」の解体工事はお任せください!!

お気軽にご相談を…
※お見積もりは無料です

松井開発運輸株式会社 検索

南あわじ市湊1354 TEL 0799-36-5078